

# 育成就労制度の関係省令について

出入国在留管理庁政策課

高牟禮雄太 Yuta Takamura

## I はじめに

本稿では、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「規則」という。）を中心とした育成就労制度の関係省令の内容（特に技能実習制度からの変更点）について詳細に説明する（以下で説明する育成就労計画の認定基準や、監理支援機関の許可基準については、各分野の特性に応じた基準を課している告示が定められている場合があり、本稿ではこれを除いた基本的な基準等について説明する。各分野の特性に応じた基準については、当該告示や分野別運用方針<sup>1</sup>等を参照されたい。）。

## II 育成就労計画の認定基準について

育成就労実施者は、育成就労を実施するには、育成就労外国人ごとに育成就労計画を作成し、その認定申請を行い、外国人育成就労機構（以下「機構」という。）による認定を受ける必要がある。この育成就労計画の認定申請は、

- ・育成就労外国人が初めて育成就労の対象となる場合
- ・育成就労実施者の変更（以下「転籍」という。）の申出（法<sup>2</sup>8条の2第1項）を行った育成就労外国人を新たに育成就労の対象とする場合
- ・育成就労計画の認定取消し等により育成就労の対象でなくなった外国人を新たに育成就労の対象とする場合

の3パターンに分けられ、それぞれ上から法8条1項の認定申請、法8条の5第1項の認定申請、法8条の6第1項の認定申請として法に規定され、それぞれその認定基準が定められている（法9条、9条の2、9条の3）。

後記1～7は法8条1項の認定申請（後記8は労働者派遣等の形態による育成就労の場合）に関するもの、後記9(1)においては法8条の5第1項の認定申請に関するもの、後記9(2)においては法8条の6第1項の認定申請に関するものについて記載する。

### 1 育成就労の期間中に受験する必要がある試験や受講する必要がある講習について

- (1) 「育成就労の目標」等に係る試験について  
育成就労計画には、「育成就労の目標」を

1 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定）のこと。

2 「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」のこと。